

## 市税の滞納処分の誤りについて

市税の滞納処分にあたり、同姓同名で同一の生年月日である別人の預金口座について差押えを行った事案が発生しました。

### 1 概要

令和7年12月12日付けで市税の滞納者に滞納処分を行うため、預金口座の差押えを行ったところ、令和7年12月15日、県外在住者（A氏）から預金口座が差し押さえられており、心当たりがない旨の連絡があり、市で確認した結果、A氏は滞納者と同姓同名で生年月日も同一の別人であることが判明しました。なお、差押えに関する調書などの発送前であったため、このことによる個人情報の漏洩は発生しておりません。

### 2 対応措置

A氏へのお詫びとともに、速やかに金融機関へ差押えの取り下げを行いました。

A氏には、一両日中に誤って差押えを行った金額を返金します。なお、今後の対応については協議中です。

### 3 豊島 俊二（とよしま しゅんじ） 総務部長のコメント

今回、厳正な事務手続きが求められる税務行政において、不適切な事案が生じ、誤った滞納処分でご迷惑をおかけした方におかれましては、心より深くお詫びを申しあげます。

本件の原因は滞納者の情報と口座情報の照合及び確認が不十分であったもので、今後は登録住所の履歴確認など、チェック体制の強化を図ることで、同様の事案が発生しないよう再発防止を徹底し、適正な税務行政の執行に努めてまいります。

記 者 発 表 資 料

令和7年12月16日

総務部収納管理課

担当者／佐々木（課長）

電話番号／048-456-5369

志 木 市